

## 第 3 2 5 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書について、存否を明らかにしないで非公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査会における判断および答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、立入検査に関する行政文書の請求に係るものである。

したがって、相互に密接な関連性が認められることから、本件各審査請求について、一括して判断し、答申を行うものとする。

### 第 3 本件各審査請求に至る経過

#### 1 審査請求①について

(1) 平成30年 7月11日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

ア 2018年 5月 7日（月）と2018年 6月28日（木）に、名古屋市A区にあるBの家であるCと事務所Dに名古屋市動物愛護センターが東保健センターと立入りした際の全ての情報。

イ 名古屋市動物愛護センター、東保健センターが上記立ち入りを行う前に名古屋市動物愛護センターにて聞き取りをした犬に関する内容全て。

例 ①犬の写真 ②犬の頭数 ③犬の管理に関して

(2) 同年 7月23日、実施機関は、本件公開請求①に対して、条例第 9条に該当するとして、存否応答拒否を行う非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年10月30日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

## 2 審査請求②について

- (1) 平成30年 7月11日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、「2018年 5月 7日（月）、2018年 6月28日（木）に、名古屋市A区にあるBの家であるCと事務所Dに東保健センターが名古屋市動物愛護センターと立入りした際の全ての情報。例 ①犬の写真 ②犬の頭数 ③犬の管理に関して ④衛生面に関して ⑤犬たちの登録年月日 ⑥狂犬病予防接種記録」の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。
- (2) 同年 7月23日、実施機関は、本件公開請求②に対して、条例第 9条に該当するとして、存否応答拒否を行う非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 同年10月30日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

## 第 4 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した理由として、特定の個人に対する立入の有無については、特定の個人を識別するもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであり、当該行政文書の存否を明らかにすることが条例第 7条第 1項第 1号に該当する非公開情報を公開することとなるため、本件行政文書は、条例第 9条（存否応答拒否）に該当すると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。
  - (1) 本件公開請求①及び②に記載された「立入り」とは、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第 1条に規定された目的、すなわち、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に関する侵害を防止することを目的として、同条例第17条第 1項に基づき、飼主等に対し、飼養施設を設置する場所その他関係ある場所に、職員が立ち入り、飼養施設その他の物件を検査し、若しくは関係人に質問することをいう。

上記立入検査等を行う職員は、同条例第18条に基づき、上記立入検査等、動物の飼養状況の監視その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行うために、設置された動物愛護監視員である。動物愛護監視員は、名古屋市に

においては、名古屋市保健所各区保健センター、動物愛護センター等に置かれている。

- (2) 本件行政文書が仮に存在するとした場合、それを公開することは、特定個人に対する立入情報を明らかにすることとなる。「立入り」の情報の中には、特定個人の所有する犬の頭数や登録状況といった財産の他、管理状況や指導内容に関する情報が含まれている。これらは通常他人に知られたいく情報と認められるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する非公開情報に該当する。

また、その行政文書の存在を明らかにすることは、当該立入を受けた、あるいは受けている可能性を示すことになり、当該個人の動物の飼養状況が不適切であるという憶測などから社会的評価の低下を招くなど、当該個人の利益を侵害する恐れがあることは明らかである。

さらに、立入りの結果、法令違反等が認められなかった場合であっても法令違反等が認められたという誤解を招く可能性は否定できず、仮にそうなった場合には、当該個人に与える権利侵害は著しいものとなる可能性がある。

以上のことから存否応答拒否による非公開決定が妥当と判断したものである。

- (3) 審査請求人の「公衆衛生上放置しておくべきではない。また、動物愛護法上不適切な管理を行っている」という主張は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認める時は公開請求者に対し公開することができるため、公開するべきという主張であると思料する。

これについては、情報を公開しないことにより保護される利益と、それらの情報を公開することにより保護される利益を比較考量して判断すべきである。

本件行政文書の存否を公開することにより、(2) で述べた通り、特定個人の権利利益を侵害する可能性がある。さらに、今後、実施機関による立入検査等において、飼主等から必要かつ適切な情報を得難くなったり、立入検査等そのものを拒否されたりする恐れがある。その結果、動物の飼養状況の監視指導が適切に行われなくなることにより、市民全体の利益を損なう恐れがある。

本件事務事業の目的は(1) のとおり、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に関する侵害を防止すること

である。本件行政文書の存否を公開することにより、この目的を達成する蓋然性は低く、本件公開請求①及び②を公開することは、公益上特に必要とは認められず、公開しないことにより保護される利益を優越するとは認められない。よって、審査請求人の主張には理由がない。

## 第 5 審査請求人の主張

### 1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 公衆衛生上このまま放置しておくことはできない。

(2) 動物愛護法上不適切な管理を行っているため、存否応答拒否には当たらない。

## 第 6 審査会の判断

### 1 争点

本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する非公開情報を公開することとなるか否かが争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 争点について

(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を

害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 一方で、当該公開請求に係る行政文書の有無にかかわらず、当該行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第 7 条第 1 項各号に規定する非公開情報を公にすることとなる場合がある。条例第 9 条は、このような場合に、条例が保護する利益を損なわせることのないよう、例外的に、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することを定めたものである。

(3) 本件公開請求①及び②の記載から、本件行政文書は、平成30年 5月 7日及び同年 6月28日に、実施機関が、特定の個人である名古屋市A区Bの自宅C及び事務所Dに立入検査をした際の全ての情報及び当該立入検査を行う前に犬に関して聞き取りをした内容が記載された文書であるものと認められる。

当該立入検査とは、実施機関が上記第 4 2 (1)において説明するものであることから、本件行政文書が存在するか否かを明らかにした場合、特定の個人に対する立入情報が明らかになることとなる。

(4) そうすると、特定の個人が実施機関から指導を受けた情報等、当該個人に関する情報であって当該個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められる情報を公にしてしまうのみならず、当該個人の社会的評価の低下を招くなど当該個人に与える権利侵害は著しいとする実施機関の説明に不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

(5) また、審査請求人は、公益上特に必要があると認められるため、公開すべきである旨を申し立てているが、本件事務事業の目的の達成及び特定の個人の権利利益への配慮を考慮すると、本件事案において公開することに公益上の必要があるといえないとする実施機関の説明に不合理な点は認められないことから、審査請求人の主張は採用することができない。

(6) したがって、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する非公開情報を公開することとなるものと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成31年 3月29日	本件各審査請求に係る諮問書の受理
令和元年12月23日	本件各審査請求に係る弁明書の受理
令和 2年 1月16日	審査請求人に、本件各審査請求に係る弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を令和 2年 2月17日までに提出するよう通知
令和 3年 2月19日 (第19回第 3小委員会)	調査審議
3月19日 (第20回第 3小委員会)	調査審議
3月29日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人